

名古屋市告示第129号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4年法律第56号）附則第 5条第 1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、旧法第19条の規定により公告します。

令和 7年 3月24日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
受け手 坂野 克也 名古屋市港区川園三丁目85番地
転貸者 公益財団法人愛知県農業振興基金（愛知県農地中間管理機構）
名古屋市中区錦三丁目 3番 8号
- 2 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市港区西茶屋三丁目 262番、畑、1,683.00平方メートル
- 3 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
服部 初美、名古屋市港区西蟹田1503番地
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 賃借権（農地中間管理権）
 - (2) 内容 農地中間管理事業のための権利取得
 - (3) 存続期間 令和 7年 4月 1日から令和17年 3月31日まで
 - (4) 借賃 10アール当たり 年額16,000円
 - (5) (4)の支払方法 毎年12月末日までに口座振込

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課